

第23回西和賀町議会定例会

令和4年12月15日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は、2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分であります。制限時間の5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順5番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 おはようございます。川尻大沓の高橋輝彦でございます。いよいよ西和賀町も冬本番というような感じになってまいりました。早速ですが、通告に沿いまして進行させていただきます。

初めに、地域交通の確保について質問させていただきます。まず、県道、なめとこラインの通年通行についてでございます。現在この道路が舗装され、道幅の拡張やトンネル化によって、

どんどん通行しやすい状況となっており、大変ありがたいわけですが、もう一步踏み込んでいただければなというふうに思っております。

というのは、この路線の西和賀、花巻、両市町の出入口は、ぜひ改良の必要があるのだろうなというふうに思っております。町は県に対し、この部分について改良工事要望の考えがあるのか、まずはそこを伺います。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

県道花巻大曲線、なめとこラインにつきましては、担当課長から答弁します。

議長 建設課長。

建設課長 おはようございます。主要地方道花巻大曲線の沢内花巻間、通称銀河なめとこラインでありますけれども、現在小倉山の2工区において、4号トンネルの舗装工事が行われております。

お尋ねの西和賀町、花巻市の両入り口の改良につきましては、本町と花巻市両議会、民間団体などで構成している主要地方道花巻大曲線花巻・沢内間整備促進期成同盟会、こちら会長は花巻市議会議長でありますけれども、この期成同盟会において要望内容として盛り込み、要望活動を行っているところでございます。また、西和賀町単独でも、毎年実施しております岩手県への要望に際し、当該未改良区間の事業化を要望しているところであります。

なお、先ほど申し上げました4号トンネルではありますが、地元地区への意見聴取などを経て、正式名称が「川舟トンネル」となっております。

たので、この機会をお借りしてご紹介しておきたいと思います。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 そういう要望をはしてあるということでございますが、これは沢内方面のところに関して言えば、やはり入り口の部分、あの部分がまだ改良の必要があるのではないかなということ、それから花巻の豊沢ダムの入り口といいますか、出口といいますか、あの部分が改良の必要があるのではないかなというふうに思っております。当局では、その部分はどのように思っておられるのかお尋ねします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

ただいま議員ご指摘の沢内側、盛岡横手線からの分岐するところ、この区間が未改良区間として、期成同盟会としては約2,400メートル延長、それから花巻側につきましては、これも議員ご指摘のとおり、豊沢ダムの湖畔付近、未改良区間約900メートルというふうに期成同盟会としては捉えておまして、町も同様でございますけれども、この未改良区間の事業化を要望しているということでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 分かりました。先日、工事関係者の皆様のおかげをもちまして、何とか雪が降る前に国道107号の天ヶ瀬地区の仮橋を架けていただきました。本当に感謝を申し上げるという次第でございます。

これから厳しい冬に差しかかるわけですが、冬期間は吹雪によって107号、高速道路が同時に通行止めになるなんていうことは多々ございます。そのようなときに、このなめとこラインが通行通行を早期にできればいいのではないかなというふうに期待しております。その通行通行の要望ということも要望済みであるというふうなことでございましたのですけれども、町が8月10日提出の県要望の回答によりますと、未

改良区間については早期の整備は難しいのだ、そういう状況だが、交通量の推移、公共事業予算の動向などを見極めながら総合的に判断するというような回答がございました。これでは、とても早期実現はおろか、もしかすれば通年通行もかなわないのではないのかなというような回答内容だなという印象を受けたのですけれども、これはどのように判断といたしますか、しておられるのかお聞きします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

先ほどから答弁申し上げております未改良区間の事業化に係る要望でございますが、まさに議員ご指摘の、これは通年通行を可能とするための前提条件になるものでありますので、こうした要望を行っているところでございます。

この路線の通年通行につきましては、これも議員ご指摘のとおり、とりわけ今般の国道107号、大石地区の通行止めに際し、その必要性がより一層認知されるようになったものでございます。いわゆるダブルネットワークと言われているものでありますけれども、豪雪地帯にある本町においては、議員ご指摘のように、雪に起因する交通障害が度々発生している現状でして、このダブルネットワークは、ほかの地域とは比較にならないほど重要なものであるというふうに思っております。

通年通行を行うためには、道路の除雪が当然必要でありますし、さらにそのためには道路の拡幅改良が必要なことから、この事業化を県に対して粘り強く要望していきたいとしておりますし、今後も粘り強く、継続して要望していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 県の回答はこういうことだけれども、粘り強く要望していくのだということでもよろしいですね。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ＪＲ北上線の維持確保についてでございます。この件に関しましては、11月9日の岩手日報に内記町長のコメントが掲載されておりました。この路線の利用者数は、規定数に遠く及ばないことから、恐らくＪＲは民間の会社として、当然赤字路線は早期に手放したいのではないかなということを考えるのですけれども、そういうことから廃線も心配されているわけでございます。町長の日報でのコメントを読みますと、連携しての働きかけに期待したいのだということでした。まだ町として何も手を尽くしていないのに、いきなり連携に期待するという話はちょっと早いのではないかなというふうな思いがございました。

くしくも、去る10月30日、国の地域交通の第一人者であります公益財団法人都市化研究室理事長の光多長温先生の講演会に参加しました。西和賀町を念頭に置いた地域公共交通の現状について勉強させていただいております。今こそ、早急に町民や各事業所、団体との対話をして、町全体の考えをまとめる必要があるのだろうと思っております。

最近、ちょくちょく関連記事が報道されております。もしかすると、時間的な猶予がないのではないのかなというふうな思いもございます。今何をなすべきなのか、まずは町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 おはようございます。私のほうからは、ＪＲ北上線の維持確保についてお答えをしたいと思います。

ＪＲ北上線の利用促進に向けては、平成26年度、沿線の自治体、自治組織の代表者及び各種団体等で構成するＪＲ北上線利用促進協議会を設立し、これまで利用促進に取り組んできたところでございます。しかしながら、利用者の増加には至らず、その取組の難しさを今感じているところでございます。

今年の7月、ＪＲ東日本が利用者の少ない地

方路線の収支公表をしたことを受けまして、11月に県内の沿線自治体が参加し、路線維持と利用促進に向けて連携して取り組む方向性を共有したところでございます。

ご質問のＪＲ北上線の維持確保につきましては、現在取組を進めております利用促進や関係団体との連携のほか、町民や各種団体等からの意見を聞きながら、町民一丸となり、存続に向けた機運を高めていくことが重要であると考えております。

このことから、本12月議会の一般会計補正予算に、住民をはじめ関係団体などから意見を伺うための予算を計上させていただいております。議決後は、速やかに意見を伺う場を設け、存続に向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長 内記町長。

町長 加えて、私のほうから、今のご質問についての私の姿勢についてお答えさせていただきます。

11月9日に報道になりましたのは、11月8日、県主催で開催されましたＪＲローカル線維持確保連絡会議というのがありまして、県内の関係する首長が集まりまして、危機を共有し、そういうことのないように頑張っていきたいと思いますという会だと私理解しておりますが、それを受けて連携というインタビューの答えをさせていただきました。ただ、それはそれといたしまして、非常に私自身危機感を持っております。

ということから、これまでの利用促進に加えて、利用促進の枠を超えて、町民が一体となって、本当にこの地域にないと困るのだということは何らかの形で、しっかり伝えるようなものをしていかなければいけないというふうに考えております。そのために、先ほど課長から申し上げました予算措置等をさせていただいて、早急に合意形成を図って、そういう取組を強力に進めていきたいという体制を取りたいというふ

うに考えているところがございますので、よろしくお願いたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。それに対応する予算は確保したのだというお話でございました。

11月9日の岩手日報には、国は鉄道の利用促進やバス転換に向けた実証実験、それと先ほど課長が言われました自治体、事業者などをつくる地域の協議会の運営に対する補助というようなことを予算確保したし、町でもしたということでございますけれども、このバス転換に向けた実証実験とか、そういうようなアイデアがあるのかどうか。自治体や町民と話し合うのは当然必要です。私も後ほど、その部分もちょっと触れたいなと思っておりますけれども、そういうような具体的な対応策というのは考えておられるのかお聞きします。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

新聞報道等では、実証実験や地域協議会の運営費の半額補助というようなことで報道されておりますが、現時点におきまして、詳細が町のほうにまだ届いていない状況でございまして、その補助の内容を見ながら対応するということにはなっていくと思っております。

ただ、今現時点でバスにするとか、そういったことはまだ、その前の段階でいろいろな意見、取組等を今後検討した上での進め方ということになっていくと思っておりますので、協議というか、検討後ということになると思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 この課題というのは、西和賀だけの課題ではございません。本当に全国の市町村に及んでおります。既にいろんな取組をしている自治体もあるやに伺っております。そういうところの調査とか研究などももう既にやっていらっしゃるのか、それとももしやっていないければ、今後やろうというようなお考えとかはないのかどうか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

実際にその現場に行って調査ということまではしてございませんけれども、今情報化時代でございますので、それぞれいろんな情報が手に入ります。県内の取組であったり、また全国の取組というものがございます。そういったものを情報として仕入れながら、まさに町として必要な対応が何なのかというところをまずこれから検討した上での対応ということになってくると思いますが、いずれにしても今現時点での考え方とすれば、JR北上線を維持していくという考え方が中心になっての進め方というふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 そういうような話し合いを基に方針を決めていくのだというふうなお話だと思います。そういうやり方もあるのでしょうかけれども、町民にいきなりこういう状況だということで、どうしましょうと言うのでは、なかなか町民からは意見いただけるのかなというような思いもございます。やはり町が、そういう先進といいますか、ほかの市町村のやり方等を研究なさって、町がある程度の選択肢を提示して、町民の方々にお示しというか、説明というような形が町民も意見を出しやすいのではないのかなというふうに思います。

本当に、さっきも言いましたけれども、これ時間が多分そんなにないのだろうな、もう早急に町民説明やら、そういう対話、意見聴取をしていかないと間に合わないのだろうなというふうな思いがございます。そういう時期に関しては、どのようにお考えですか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

まさに議員言われますように、日程的に考えると非常に早くということでお話がありました。北上線につきましては、比較的早く県等を交えて、北上市、横手市さんと連携して、利用促進

に取り組んできておりますので、そういう点での促進に対するいろいろな蓄積はあると思います。

ただ、ここに来て、またさらに踏み込んだような状況になりましたので、今のような危機感を持って取り組むということは先ほどお話ししたことですし、これから意見を聞いてという段階ではなくて、私自身としてはどういう行動を起こせばいいのかということで、その運動を盛り上げるためにいろいろな意見を聞きたいという意図でございますし、町のほうとしては、私自身のアイデアで今これをどうこうということでは、どうこうというか、オーソライズするには時間必要ですけれども、例えば条例などを制定し、森林環境税のような形で町民からそういうようなご負担いただいて、もう本当に乗る乗らないにかかわらず関わって、北上線を守っていくのだというようなものを醸成するような、そういうものを念頭に置いてご相談をしたいというふうに思っておりますので、先ほど議員言われたような形での方向でやっていくというところは同じではないかなというふうにご質問を伺って考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 高橋輝彦君。

6番 昨日の岩手日報だったのですけれども、JRは今後各自治体と話し合いの場を設けていくというような準備があるというような記事が掲載されておりました。そういうやり方について、JRとも十分話し合いをした上で、例えば早期に町民に示すだとか、そういうような方法もあるのか、JRの意向も踏まえた上でやったほうがもしかすればいいのかなというような思ひもあるのですが、そのような部分のお考えはいかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

JRの以前から組織されていた利用促進協議会については、JRさんと一緒にいろいろ連絡

をさせていただきながら、どうやって盛り上げていったらいいかということで連絡はさせていただいております。

ただ、今回示された枠組みをまだしっかりつかめていない点もあるかもしれませんけれども、地域にとってどういう交通手段がいいかというようなことを考えるようなセッティングでありました。そうすると、どうしても廃止ということも念頭に置かざるを得ないようなことも心配されますので、その辺はお話しのようなことに一気に進むのではなくて、やっぱり慎重に対処していかなければならないなというふうには今は判断しているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 今、廃線というふうなお話もございました。これ本当に真剣に、廃線も視野に入れた話をしていかないと、手後れというか、後手後手になってしまうのではないのかなというふうに思ひます。そういう場合も含めた方向性を示していかなければならないのだと思ひます。そういう部分も当然含んでお考えだろうなというふうには思ひます。今後、そういうようないろいろなところとの対話、早急にしていただきたいなというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

次に、コロナ感染症クラスターに……

議長 ちょっとお待ちください。内記町長の答弁あります。

内記町長。

町長 すみません、ちょっと質問を途切れさせたような形で。連絡協議会でも今危機感を持っているのは、廃線ということも含めての協議をしていくということは、廃線ありきというようなことにもつながりかねないという心配を共有しております。そういう方向にならない形では何とか頑張っていこうという連携を取ったのが先ほど申し上げた会議ですし、西和賀としてもそういう形でやはり考えていかなければならないなということでございますので、そこをご理解

いただければありがたいなというふうに思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 廃線にならないように、それはもうみんなそういうふうに思っているわけですが、こればかりは西和賀の思いだけでそういうふうにはできるのかどうか、そこはやっぱり難しい点もあるのではないかなど。そうしたときに、やはり廃線を含めた部分で考えていかないと、私先ほど言ったように後手後手になって、いつぞやの交通が滞ってしまった期間があったと思うのですけれども、そういうようなことになりかねないのではないかなというふうなことを心配しておりました。廃線にならないような考えで進んでいるということではありますが、その辺私もそのように思うのですが、そうでない部分も考えていかなければならないのではないかなというふうなことでございます。廃線も含めたことを考えていくべきだろうというふうに申し上げております。その部分で、答弁あればあれですけれども。

議長 内記町長。

町長 すみません、微妙な言い回しになるかもしれませんが、そういう廃線ということも含めて考えていかなければならないとなると、先ほど申し上げました国が示す、地域で公共交通どうあればいいかというところをJRも含めてやって、そうした中に廃線ということも出てくる、そういう協議でやっていくという形になりますので、先ほど申しました連絡会の共有としては、そういう協議にならないような状況になるように、今のところは頑張るという状況でということをご理解いただきたいと思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 分かりました。

次に、コロナ感染症クラスターについて伺います。いずれ早かれ遅かれ、現在のようなコロナ感染症によるクラスターが発生して、町内に

広がるのではないのかなというふうな思いはしておりましたが、実際に自分の肌で体験すると大変なものでございまして、とても一言で申し上げることはできないのかなというふうに思っておりますけれども、私も濃厚接触者として、地域や議会の方々に多大なご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げたいと思います。

このような町内の状況、実態は、町は把握しておられるのか伺います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課のほうから、新型コロナウイルス感染症によるクラスターの発生状況についてお答えします。

健康福祉課では、介護や障害サービス事業所などから、利用者、入居者及び職員の陽性者が確認され、感染が広がるのが危惧された場合や、各事業所において介護サービスなどを一時的に休止する場合は、情報提供をいただいております。また、いただいた感染者の発生状況につきましては、町長、副町長、教育長などと情報を共有するとともに、必要に応じて庁議の場で情報を提供しております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今数字のお話をさせていただきました。それと、やはり数字では現れない部分、職員が感染により職場から離れていったときの、残りの職員の勤務状況、体制、連日陽性者が発生したことによって、もう本当にトンネルから抜け出せないような、そんな意識、個人もそうですし、事業主の精神的な疲労、身体的疲労がいかばかりなのかというふうなことも把握していただければなというふうに思う部分もございます。いづれどこで何人が陽性になったとか、表面的な状況把握だけでなく、その施設の中で従業員や入所者がどのような状況で日々過ごしているのか、中身についても気にかけていただきたい。現場では、通常あり得ない疲労と事業所の経費が増幅されている現状でございます。

さきの臨時会のほうで、副町長より、今後町

内の状況を踏まえながら必要に応じて対応していきたいという答弁がございました。一刻も早い原状復帰を目指す事業所に対して、またそこが起因となる町内感染拡大を防ぐためにも、今まで要望等、ヒアリングはしてきたのだらうというふうには思いますけれども、今回改めて要望等をヒアリングして、支援する考えというのはないのかどうかお聞きします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 クラスターが確認されている事業所のほうにお勤めの皆様には、本当にご自身の不安やリスクのある中で、入居者の介護に献身的に従事していただいていることに関し、本当に感謝しております。また、感染された皆様には、心からお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い回復をお祈りいたしております。

今回クラスターの発生に伴いまして、衛生用品の購入費用や消毒費用、感染症の廃棄物の処理費用などの経費が事業者にとってご負担になっているということをお聞きしております。掛かり増し経費への支援としまして、岩手県のほうで介護や障害サービス事業所に対し、令和4年度も支援事業を立ち上げておりまして、町では各事業所に対して、その制度について周知をしているところでございます。また、岩手県ではそのほか、高齢者や障害者施設への支援策として、施設従事者が集中的に検査ができるように抗原定性検査キットの配付や、感染症が発生している施設へ応援職員を派遣している事業所の掛かり増し経費に対する支援制度も実施しているところになります。

町のほうでは、9月に介護や障害者サービス事業所から要望お聞きをしまして、事業所で必要な感染症対策の備蓄品を町で購入し、各施設に配付する費用を11月の臨時議会において提案して、ご承認いただきましたので、現在その対応を進めているところです。先日、検査キットのほうは各施設のほうに配付させていただいておりましたし、引き続きその対応を進めていく

ところになります。

また、引き続き町では、岩手県の支援策を各事業所にお知らせをするとともに、介護や障害サービス事業所からご要望をお聞きし、必要な施策について検討してまいるところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 まず、9月にそういう要望のヒアリングをしたのだということでございますし、今後もそういうヒアリング等をしていくというふうなお話でございます。やはりもう9月のときは、全く状況が違っております。ぜひ早急に、今の時点の要望を、生の声を今やはりヒアリングするべきだろうなというふうに思っております。ぜひそういうヒアリングをすることによって、また各事業所も少し精神的に頑張らなければなというふうな思いにもなるかと思っておりますので、心遣いといいますか、そういう部分も心がけていただければなというふうに思います。

関連質問になるのかなというふうに思いますが、けれども、例えば昨今の介護現場では、ただでさえ職員不足が課題となっております。町内の高齢者の多くを抱える各施設の職員の働き手が不足しているということでございます。

さらに付け加えて、職員の高齢化も目立ち始めております。海外に働き手を求めている状況でございます。昨今のようなクラスターみたいなものがあれば、ますます働き手の介護離れというのが予想されてきます。このような現状を踏まえた支援策も施設に対して講じていかなければ、もしかすれば施設の崩壊も考えられるのではないかなというふうに思っております。これに関しましても、やはり岩手日報にコロナ感染症が起因となる倒産の記事が掲載されておりました。そうなれば、介護を必要とするご家庭の負担は、これはもう本当に計り知れません。

町内、これから施設を希望する高齢者は増え続けるというような状況だと思います。施設の存続のためにも、何らかの手だてが必要になっ

てきているのではないかなというふうに考えます。このような点について、本当に関連で申し訳ございませんが、どのようにお考えかお聞きします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

まさに今お話しのように本当に危機的な状況で、この状況を何とか頑張って乗り切っていただけのように、行政としても先ほど課長から申し上げましたような状況で対処させていただくと。若干中長期的にはやはり人手不足等ございますので、これまでもお答えさせていただいている、関係課からもお話しさせていただいている海外の方も含めての担い手対策等を推進してまいりたいというふうに思っております。

なお、現状につきましては、私も若干お聞きしたりして、本当に大変な状況をお聞きいたしております。直接感染にかからない方も、介護のこういう状況でスタッフが足りないという状況で、お食事も3食のところを2食にして対応とか、それに伴う水分不足であったり、脱水症状が懸念されると、非常に本当に緊迫した状況をお聞きしております。ただ、すぐにほかの者が行って対応するというのもいろいろ課題があるというようなお話もいただいておりますので、そういう今回のような状況を踏まえつつ、できることをしっかり検討し、対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 今後の町内のそういう介護現場というようなところにも、目を向けていていただきたいというふうに思っております。

次に、町長就任1年の成果と課題について伺ってまいります。まずは、成果について伺っていきます。町長に就任されて1年がたちました。前任の細井町政の取組事業が幅広かったということから、引継ぎ業務が多く、ご苦労されたのではないのかなというふうに思っておりますが、

その中で今回は特に以下の4点の振興に関して、成果をそれぞれ伺ってまいります。

まずは、6次産業についてを伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

6次産業化につきましては、私が就任以前に策定されました取組方針により取り組まれてきたものであります。6次産業化の推進については、特に農業政策サイド、農村の地域政策のサイドから取り組み始められたと認識しております。本町は、合併に当たり、旧湯田町の基幹産業であります観光業と旧沢内村の基幹産業であります農業の強みの連携強化により、産業の強化を図りたいとしたことから、6次産業化とその振興対策は必然的な取組であると認識しております。そうした認識から、この1年、6次産業化の取組に臨んできました。

これまでの取組の成果を踏まえ、6次産業化のためのノウハウの取得、従事者、事業者間の連携強化など、取組目標に沿った一定の成果は得てきたと考えておりますが、一方度々議員の皆様からいただいておりますご指摘からも、今後の発展性などの面で課題も見えてきてまいりました。また、産業間連携推進会議からは、6次産業の推進のためには拠点の整備が必要であり、その拠点に求められる内容についてのご提言をいただきました。外観的に申し上げれば、このような成果であったというふうに考えてございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 観光と農業、それらの組合せによる強化ということで、一定の効果は得られたのかなというふうなご答弁だったと思います。まだまだ本格的な6次産業というようなことにはなっていないというふうな思いがございます。この間研修してきた部分もございまして、早く本来の6次産業というところに着手していただければというふうな思いがございます。

次に、定住人口の拡大についてはどうだった

のか伺います。

議長 内記町長。

町長 定住人口の拡大につきまして、私の就任以前からの大きな課題として対策が進められ、継続事業として若者住宅の整備を行い、入居者募集に至りました。加えて、若者を含む町内への就職希望者に対する住居が不足しているとのことをお聞きし、その必要実態を探るため、雇用を要する企業等への調査を実施させていただきました。

また、農業農村調整官の配置による定住化促進に資する集落活動の活性化や、就任以前からの事業ですが、集落支援員の配置と活動再開の円滑化、関係人口の拡大等に取り組ませていただきました。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 若者住宅の確保ということ、さらに企業調査によるそういう住宅の確保ということが挙げられております。町内各企業の努力によりまして、町外からの移住者自体は結構おられる状況かなというふうに思っております。その点は、どのようにお考えですか、捉え方といえますか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

社会増までにはなっておりませんが、一定の幅は縮小するというので、そういう方々に活躍していただいているな、活躍というか、そういう移住があるというふうに見ております。

議長 高橋輝彦君。

6番 まさにそういう部分では、新規の移住者というところだけ見ればあるのかなというふうな思いでございます。

次に、観光についてを伺います。

議長 内記町長。

町長 観光につきましては、これまでの成果と課題を踏まえ、新たな観光振興計画とアクションプランの策定に取り組んでおります。また、

国道107号が先月通行止めが解除となり、道の駅錦秋湖の営業を再開することができました。

観光資源である特産品についてですが、これまでの取組の成果であります。全国の最優秀賞に当たる各賞を受賞させていただいている状況で、それなりの取組はさせていただけたかなというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 さっき言われたように、107号の現状とか、またコロナ禍というような状況ではありますけれども、この秋を見ますと、結構西和賀がやっぱり誇る自然とか、そばとか、そういうものを満喫する方々というのは減っていないのかなというふうな思いもございます。

4つ目に、ふるさと納税について伺います。寄附額について、これは現状維持を目指しているかなという状況ですけれども、そういう状況ではあります。ふるさと納税について伺います。

議長 内記町長。

町長 ふるさと納税につきましては、これまでの大きな成果を後退させることなく取組を進めるとともに、ふるさと納税制度の高い政策効果に期待し、町内で町の活性化のために取り組んでいる団体等が直接的に寄附を受けられる取組に着手しております。

また、本町の取組について、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合より表彰などもされております。このほか、企業版のふるさと納税につきましても、関係団体のご協力をいただきながら進めております。

現状がかなり高いレベルでの寄附をいただいていると、他に比べてでございますけれども、あります。これをしっかり後退させることなく、さらに上向きになるように取組を進めるという考えでやらせていただいた1年でございました。

議長 高橋輝彦君。

6番 今の状況ですと、現状維持より、先ほど

も申し上げましたが、目減りしているような状況であります。少なくとも、今町長が言われたように上を目指していかないと駄目なのだろうなというふうに思っております。

それでは、上記4点に関しまして、今後の課題をそれぞれ伺ってまいります。まず、6次産業について、町長が長野県小布施町の視察を受けて見えた課題はということで通告はしておりますが、昨日の淀川議員の答弁と重なるかとも思いますが、改めてお伺いしておきたいと思えます。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

6次産業化につきましては、仕組みや質的な面におきましては、一定の知見を有することができているのではないかと認識しております。課題は、いかにこれにより所得を増やし、地域経済の活性化に結びつけていけるかにあると考えております。

お話ありました長野県小布施町の視察からは、道の駅などの施設整備における課題も大きいわけですが、町のブランドをどう築いていけるかが大きな課題であると、視察をさせていただきまして、改めて考えさせられたところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 地域経済の活性化ということと、ブランドの活用の仕方というようにお話だったと思います。

私も、視察において勉強、改めて確認させていただいた部分というのは、生産、加工、販売を、これを何が何でも1人でやらなくてはならないのかといえば、そういうことでなくて、それぞれの分野の事業主が専門的なところを追及して、その上でそれぞれの分野の事業主同士が連携すれば、そういうしっかりした6次産業ができ上がるのだということだったと思います。行政は、その連携の部分、事業主同士をどうつなげるのかという、その役目をする事なのだ

ろうなというふうに思っております。もちろんそれは、口で言うほど簡単ではないのだろうと思いますけれども、行政のやるべきことというのは、本当はこういうところなのではないのかなというふうに思っておりますが、そういう部分いかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お話ありますように、6次産業化というのをなかなか、一口で言うわけですけれども、いろんな構成の仕方があるのではないかなと思います。その地域事情に応じてということになると思います。今のように、得意な方々を連携させて、そこをコーディネートしていくということも、まさにポイントの重要な部分であり、行政の役割であると思います。

加えて、先ほどそういう場面をよりしっかり発信していくための、最近さらに注目されている道の駅の在り方とか、産直の在り方も行政の役割であろうと思いますし、地域ブランドの件もそうですし、また場合によっては1人で全部やって、うまくいっているというようなパターンもあります。そういうところの現状をしっかりと見極めて、西和賀にとってどういうことがいいのかというのを見据えてやっていくということに、まさに私ども行政のほうの役割があるのかなというふうに思っておりますので、その方向で課題意識を持って取り組まなければならないというふうに認識しているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひそういう部分で、行政の役割をやっていただければなというふうに思っております。

次に、定住人口の拡大なのですけれども、先ほども触れていただきましたけれども、課題の部分ございました。いろいろな場面で、取組方法等、お話聞くところがございますが、改めてどこの部分を取り組んでいかれるのかということをお聞きします。

議長 内記町長。

町長 定住人口の拡大につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の実行が重要な点であります。加えて、町内事業者において、新規雇用、特に町外からの雇用に取り組んでいる者もあり、それに対応した住環境対策も課題であると考えております。

また、町の魅力を高め、これまで暮らしてこられた方々が今後も住み続けたいと思える環境づくりにも、しっかり取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 今、環境づくりというお話がございました。お聞きしたいのは、その先の具体的な部分でございます。そういう側の部分は、ずっとお聞きしているのですけれども、具体的な部分でどこに取り組んでいかれるのか、考えがあればお伺いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

具体的なことを挙げると、いろいろですが、そこは概括的に計画の中で見ていただきたいと思っておりますけれども、基本的には私が公約で掲げさせていただいた景観形成である住むところ、あるいは雪の問題をしっかりと取り組んでいくことが、そもそもこの西和賀でいいというふうに暮らしている方が基本的に全体だというふうに思っておりますので、そこをさらに磨きをかけるためには、先ほど申し上げました公約等に掲げたものをしっかりとやっていくことだというふうな、課題意識を持って取り組むということであるというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今のお話ですと、住むところというところをやっていかれるのかなというふうな理解をいたしました。

成果のところでも申し上げましたけれども、各企業の努力によって、町外からの移住者自体

は結構おられると思います。ただ、それ以上に、移住者を含めて、町を去られているというのが現状であります。住宅の確保等、要因は様々重複しているのだろうというふうに思いますけれども、その辺のやはり今町長が言われたような環境づくりをすることによって、対応していただければなというふうに思います。

次に、3つ目です。観光振興での課題を踏まえ、クアオルトの取組をどう捉えるかということで、町長も非常に興味があったというふうに私はお見受けしておりました。県内で一番初めに導入されるような感じがしておりましたが、何かトーンがダウンしてしまった気がしております。先ほどの観光の成果でも触れましたけれども、西和賀の四季折々の自然には、間違いなく関係人口がついてきます。クアオルトで、起死回生の観光発展策に打って出てはいかかかなと思っておりますが、これはいろんな総合計画等にも載っていると思っております。今どのようにお考えなのかお伺いします。

議長 内記町長。

町長 観光振興につきましては、新たな観光振興計画とアクションプランの実進を進めていかなければなりません。重要な観光資源でありますダムの魅力向上、そして温泉の持続性の確保と強化等に努めていかなければならないと考えております。国道107号の通行止めによりクロージアアップされた道の駅の今後の在り方につきましても、重要な誘客施設、交流施設であることに鑑み、県等との調整を進めながら取組を進めたいと考えております。

また、ご質問のありましたクアオルトに関してでありますけれども、その主たる目的は、町民の健康増進を図るための健康法であるということに捉えておりますが、観光を主眼としたものではないかとは思いますが、導入がかなり町民の健康に効果が得られるというようなことがあれば、町外から来ていただいて、利用いただくことに結びつけることが可能だというふうな

ことを考えております。

なお、クアオルトにつきましては、関連する、クアオルトを整備するという事業に今応募させていただいております。前回に引き続きの応募です。そういうこととか、私いろいろ視察させていただいておりますので、後退しているということではないので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 ということは、クアオルト自体は進んでいるということですのでよろしいのですね。聞くところによりますと、ほかの市町村でもやりたいというようなことで準備をしているのだけれども、西和賀でまず先にやられるのかなんていう話もあったやに伺っておりますけれども、なかなか西和賀が手を挙げていない状況だというようなこともお聞きすることがございました。では、そういうことではなくて、既に進んでいるということでもよろしいですか。

先ほど町民の健康のためのものであるというふうなお話がございました。それはもう大前提でございます、その先にやはり観光の部分というの、かなりこれ大きな部分になっているかと思えます。ほかの市町村で取り入れているところがございすけれども、やはり観光の部分でかなりPRできているのです。これを使うことによって、町の観光が発展するというような思いがございす。そういう部分については、あまりお考えではないのでしょうか。

議長 内記町長。

町長 先ほど申しあげましたように、クアオルト、私就任以前からの経過もありますが、それをしっかり踏まえまして、そういうふうに引き続き、前は採択まで、賞には入らなかったわけですがけれども、賞に入るというのは、その賞をいただくとクアオルトのコースの整備等をしていただけるという賞をいただけるのですけれども、それに引き続き挑戦させていただいているということでは、後退しているのではなくて、

しっかりそういうようにやらせていただいているということをご理解いただきたいと思ひますし、ただクアオルトが前面にということではなくて、基本的にはやはりこれまで培ってきた観光の力をしっかり振興させていただくということが基本であると思ひますし、また町全体が元気になっていくということが、ほかの方々に来ていただいて、喜んでいただける環境につながるものという、そういう相対的な認識で取り組ませていただいているということをご理解いただければというふうに思ひます。

議長 高橋輝彦君。

6番 クアオルトのほうをぜひ進めていただきたいというふうに思ひます。

4つ目のふるさと納税についてでございます。これについては、先ほど町長からも、増やしていかなければいけないのだというふうなお話がありました、ここ数年はほぼ現状維持というか、ちょっと目減りしているような状況でございます。これに関しては、コロナの影響はないのだらうというふうに思っております。コロナというのは、むしろこの状況では追い風になっているのではないかなというふうに思っております。ということで、現状維持とか目減りでは、本当に物足りないわけでありす。

町のふるさと納税の委託業者も含めて、返礼品提供業者や返礼品の拡大について、また寄附者の新規開拓についても、改めて再考する必要があるのではないかなと思っております。特に委託業者の活動内容によって、ふるさと納税全体、特に寄附額とか評判に大きく影響してきます。

先ほども言いましたけれども、ここ数年の寄附額は横ばいから減額となっている状況であります。再考についてどのようにお考えか伺ひます。

議長 内記町長。

町長 ふるさと納税につきましては、これまでの大きな成果を後退させることなく取組を進め

るとともに、ふるさと納税制度の高い政策効果に期待し、町内で町の活性化のために取り組んでいる団体等が直接的に寄附を受けられる取組を進めております。

また、企業版のふるさと納税につきましても、関係団体等のご協力をいただきながら進めさせていただいております。町内の農林水産業も含め、事業者がその活動を活発化してもらえるように進めることが、ふるさと納税の活用拡大にも結びつくと考えております。

なお、先ほどから申し上げております直接的に寄附を受けられるような仕組みというところは、団体等の財源確保ということもございませけれども、その団体がそういう財源を得るために、情報発信をよりいっぱいしていただけるのではないかなという期待も込めてでございます。

また、ふるさと納税の、先ほどコロナ禍における、むしろ伸びているのではないかなというお話ですけれども、そのとおりにかと思いますが、その中身のほうはかなり変化、要するにどういう産品をお礼品としてやるかという部分ですけれども、そこの変化は、私この間聞いた部分で日用品に重点が大きくなってきているとか、そういう変化があると思います。そういう部分をどう捉えて、また町がこれまでその寄附額で築いてきた中身がどうであるかということも、しっかり見据えながら対応をさせていただかなければならないなというふうに考えているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 全体を再考していく必要があるのだろう、委託業者、それから町の寄附金の使い道等もしっかり考え直していく必要があるのではないかなというふうに思っております。委託業者に関して言えば、町内にも委託を受ける事業所、事業主というのはあると思っております。幅広く可能性を広げて、ふるさと納税の活性化を図る必要があるのだろうと思っておりますが、この部分についてはちょっと専門的になると思うのです

が、ふるさと振興課長はどのようにお考えか、最後に、ではご答弁をお願いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、まず昨年度と比較いたしましたということで、議員ご発言ありましたけれども、11月頃まででいきますと、昨年よりも若干落ちていた部分があったと思いますが、昨日時点までの状況を見ますと若干上向いたという状況でございます。

今年度につきましては、返礼品等も新たに2つ加わったりするとか、あと楽天というポータルサイトを1つ増やしたというようなところで、少しやっぱり上向きになっているのではないかなというふうに分析しています。コロナの影響は、多分ないというか、コロナの影響によって逆に上向きになるという部分もあったりするのは確かですが、一方でロシア、ウクライナ問題のほうで、そういうふうなところに寄附が向いているというようなことから、なかなか海産物とか、肉とか、そういうふうなものがない市町村においては、割とちょっと減少している傾向にあるというようなところが言われているところでございます。

まず、委託業者という部分についても、大変努力していただきながら、いろいろ事業者の取組なども活発にしている部分はありますし、そういうところもひっくるめてというか、全体的に考えながら次年度に向けてはさらに取組を加速させていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

(活性化の部分についての声)

議長 活性化の部分。

ふるさと振興課長 活性化の部分となりますと、新たに現状からさらにアップという部分のお話であれば、やはり一般的な寄附に今はとどまっておりますけれども、ガバメントクラウドファンディングというような形で、返礼品を主体に

したPRから、具体的にどのような事業かを示した中で、そこに共感を持っていただけるかという、そういうふうな見せ方というか、寄附の募り方というものも入れていきたいというふうに思っているところがございますし、先ほど町長が答弁したように、企業版ふるさと納税という部分につきましても、こちら今まであまり、1つ大きな寄附いただいた部分はございますが、さらにそういうところに力を入れることで寄附のほうをいただくというか、本当に町の事業に共感を持っていただくような情報発信をしてみたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長 以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

ここで11時20分まで休憩いたします。

午前11時08分 休 憩

午前11時20分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 高橋和子でございます。どうぞよろしく願いいたします。今回の議会で最後の一般質問者となりますので、もう少しのお付き合いをよろしく願いいたします。

まず、質問に入る前に、大変なコロナの感染で、行政はじめ医療関係者、関係する方々へ、本当にご苦労さまですと申し上げたいと思います。そしてまた、感染された方、また感染されながらお亡くなりになられた方々に、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

コロナは、まだ正体不明なところがあるようですが、症状は比較的軽くなっているということと、ワクチンにみんなで取り組んだということで、そういった結果になってきたのか、あまり明確なものがまだ示されてはおりませんが、だからこそこれまでに感染された方々の後遺症など、やはり何かの折に触れて把握されて、学

問の一助とされたほうがいいかなとご提案申し上げたいと思います。

さて、それでは質問に入りたいと思いますが、こうして出させていただいて、見ていただきますと、また同じ質問しているなどお思いかと思いますが、実情は結構深刻であると思ひまして、できるだけ実現に向けて取り組んでいただければと思います。そういった点で、行政と議員と一緒に考えていただきながら、実現へと進めさせていただければありがたいと思います。

そこで、最初ですが、このとおり淡々と進めていきたいと思ひますので、お願いします。まず最初に、でっかい虫眼鏡忘れてきて、ちょっと見えにくいのですが、このとおりでありますが、定住促進ということで、次、ずっと最後まで項目はそういう点で取り上げさせていただいております。第2次総合計画後期基本計画の定住プロジェクトということにつきまして、取組内容で若者、子育て家族、そして移り住みたい希望に対応した受入れ環境の充実を目指し、居住、子育て、仕事の環境づくりを図るほか、地域と関わる機会を提供することで、関係人口の拡大を目指すとされているようです。これから議論になる内容でもございますけれども、こういう方針を行政のほうで持っておられますので、定住促進は町の主要課題だと私も認識しております。そこで、以下の質問でございます。

最初に1つ目は、国保税の子供への均等割、この課税、18歳までの免除についてということで、これまでも質問してきた項目でございますが、その後の検討経過、そして18歳まで免除した場合の試算と実現の見通しということで、具体的にお伺いをしたいと思ひしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 内記町長。

町長 定住促進関係につきましては、担当課長から答弁します。

議長 税務課長。

税務課長 お答えします。

初めに、18歳まで免除した場合の試算についてお答えします。町独自で、18歳まで均等割全額免除を実施した場合の試算は、今年11月末時点における国民健康保険加入者のうち、未就学児は12人、就学児童生徒は40人です。現行の国民健康保険税の税率は、医療給付費及び後期高齢者支援分に係る均等割額合計額が1人当たり2万6,000円です。これに対し、未就学児につきましては法定軽減分の5割を除いた1万3,000円が減免額、就学児童生徒については全額が減免額となり、総額では119万6,000円になります。

ただし、国民健康保険税は、世帯の所得に応じた軽減制度がございますので、その軽減を考慮いたしますと、未就学児分は10万7,100円、就学児童生徒分は78万8,200円となりますので、減免額の総額は89万5,300円となる見込みです。

続きまして、検討経過と今後の見通しについてお答えします。これまでの答弁で、18歳までの子供の国民健康保険税の均等割の免除につきましては、賦課方式の変更のための税率改正に合わせて検討することとしておりました。町の国民健康保険税の算定につきましては、現在所得割、資産割、平等割、均等割から成る4方式を採用しております。これを資産割を廃止した3方式へ段階的に移行することを目指しております。言うまでもなく、理由としましては、資産割は固定資産税の土地家屋に係る額が算定の基礎となるため、二重の負担感があることや、県における標準的な保険税の算定が3方式で行われているためです。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となっております。これを踏まえて、国では令和2年5月に国民健康保険運営方針策定要領を改定し、将来的な都道府県内での保険税水準の統一を目指すこととしました。岩手県でも、令和3年度から令和5年度までの第2期岩手県国民健康保険運営方針が策定

されており、統一の定義、保険税水準の統一による影響及び課題等について、現在検証、協議が行われているところです。

本町においても、今後県全体での保険税水準の統一の動きが加速されることを見据え、税率の変更について、今年度3月議会で提案させていただきたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。そうしますと、ただいま均等割免除した場合に89万5,300円ということでございます。そして、今いろいろ法改正、要領改正とかありまして、県として統一するという方向で、検証しながらやっていくということでご答弁をいただきました。そして、3月議会で提案をしていただくということですが、そうしますと3月議会における提案される中身というのは、どのレベルでしょうか。

議長 税務課長。

税務課長 お答えします。

先ほども申し上げました、現在西和賀町は所得割、資産割、平等割、均等割、4方式となっております。そのうちの資産割を廃止して3方式になるということで、中身としましては今申し上げました資産割を廃止した場合に、残りの所得割、平等割、均等割、それらにまぶすといえますか、そういうことも一つ考えられます。

あとは、資産割を廃止して段階的に見直すということで、その部分を今回かなり慎重に内部で詰めたと思っています。

これにつきましては、県の動向を見ながら、今試算段階でございますが、その案ができましたら、国保関係ですので、国保運営協議会というものにお示しをして提案していくと。その後3月議会という流れになるわけですが、議会前に議員さんたちにも、こういう中身でいきますという内容をお示ししながら、これから進めていきたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 そうしますと、資産割をなくして3方式

にするということで、課税される内容が動くということだろうと思いますが、そのときに、ただいまご答弁いただいた子供の均等割の89万5,300円の負担というのがかなり大きなものとしてそこで取り上げられるのか。それはそれとして、制度は制度として、まず子育て世代を支援するために、この89万5,300円を何らかの形で捻出して免除していくという方向の話にならないのでしょうか。これはどこに聞けばいいのか、税務課とはまた違いますね。ご答弁お願いします。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

今後の見通し、お示しするスケジュールについては、先ほど課長が申し上げたとおりでございますが、全体的な考え方といたしましては、国保税という大きい枠組みの中で、そしてまた県統一となっていくというような流れをしっかりと見据えて、今の課税方式も変えるということで、ただそのときに、全体として負担が急増すとか、そういうことのないことを前提に今設計に当たらせていただいております。そうした中で、今お話しのようなことも勘案しながら、最終的にお示しさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 先ほど手元に、議員の皆さんにも資料配付がありました。これは、県の資料でございますが、基金をためているわけですが、西和賀町の国保の財政調整基金というのは、他の市町村と比べまして、これは今までも私も何度かこの場で発言してまいりましたけれども、非常にためているということでございます。それぞれの市町村の考え方がありますので、この基金をためるためないということはあるわけですが、大体にして国保財政というのは単年度で考えていくべきものでありますので、ためるにはためるなりの理由があって、これまでも高額な負担が急激に来ると支払えなくなるという話で

はございますが、そういったことにつきまして、ここのBのところには以前は、今これやっていないとはご答弁いただいておりますけれども、医療給付費の5%の額があれば、そういったところはまずまずやっていけるということの国の考え方でございました。

私も古い人間ですから、こういったところの5%というのは頭に入っておりますが、何せ非常に高齢者を抱えている町としてはどのようなことが起きてくるのかということで、心配なのだろうと思いますが、例えばこういったものの一部を使いながら、89万、この金額出せないということはないのではないかなと私は思います。

また、よその市町村では、例えば宮古市のようにふるさと納税を使って、一般会計から子供の、若い世代の子育てを応援しようということを出しているということもございます。そんなに恐れる金額ではないと思いますし、このことでどれだけ若い世代が楽になるのかということを考えますと、少し一歩踏み込んだ進め方をさせていただければと思いますので、3月議会あたりには、これも含めてやれるという方向の方針を出していただきたいのですが、いかがでしょうか。即答できなければ、そこに向けて検討するぐらいのご答弁はいただきたいなと思います。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

確かに財源の面で、先ほどの財政調整基金の部分もございますけれども、そういう額の、恐縮ですけれども、多い少ないとは別に、やはり国民健康保険に関わる法的な制度、大きい枠組みの中で動いております。また、その運用に関しても、国、県等の示されたものがございます。そうした中でいかにやっていけるかということを検討し、お示ししたいと思っておりますので、子育ての部分の支援というのはこの税だけで考えるのではなくて、トータルとして、町の定住促進ならそういう部分で考えていかなければ

ればならないと思いますので、ここはやはり税の中でどういうふうにやっていくことがより適切かという前提でお示しさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご了解願いたいと思います。

議長 高橋和子君。

4番 もちろん税だけではございません。いろいろな対応が必要です。でも、その中でも国保加入者の負担というものは大変な負担だということは、皆さんもう既に耳にたこができるくらいご存じのことですから、今さら申し上げませんが、少しでも楽にさせるということで取り上げておりますが、1点聞いておきたいと思いますが、それでは基金の積立ては、何ゆえにこの金額になるのか、ここで出している5%では駄目なのか、どういう理由なのか、その辺を私に分かるように説明をお願いできればと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 財政調整基金についてお答えします。

財政調整基金につきましては、国民健康保険の町の条例のほうで、今現在は保険給付費と、それから保健事業の推進に資する経費に不足が生じた場合の財源に充てるためということで、基金のほうの設置をしております。ほかの市町村ですと、いろいろと条例改正等をしておりまして、この目的に関して変更、改正等ありますけれども、現在町のほうでは保険給付と保健事業の推進ということになってございます。

ということで、町のほうでは単年度事業の際に決算をしまして、一般会計に戻した後、財源としてプラスになった分については、それぞれこの基金に積立てをしてきたというふうな経緯がございます。

今年度につきましても、今こちらのほうで3億1,000万ありますけれども、給付費のほう伸びておりますので、現在2億9,000万ほどの残金ということになってございます。こちらにつきましても、今税務課のほうで、税率の改正

ということで4方式から3方式に段階的に移行するということで、検討している際に、財政調整基金の今後の在り方についても含めて検討しておりまして、町のほうではその基金の在り方についても内部のほうで協議をしておりますので、条例改正をしながら、この基金の使途について、財源に充てられるのではないかとということでも協議を進めているところになりますが、全て3月議会にこの部分についての、条例改正も含めながら検討しているということで、まだ検討段階ということですので、どういう形になるかお示しできませんが、3月の議会の際にお示しできるかと思っておりますので、まずこのような状況で今現在は動いているというところでの説明になります。

議長 高橋和子君。

4番 金額がここに出ておりますので、給付費、そして事業費、もちろん大事です。ですけれども、それに限りなく、それでは積み立てていくのか。本当に高い国保税で課税されている国保の方々、子供を抱えて、子供が増えるほど税金が高く取られるというのは、本当にこの少子化の時代に合わないと今までも何度も申し上げてまいりましたけれども、その辺りも含めて、もちろん税改正やられる中でご検討されて、3月に示していただければいいと思いますが、ただ子供の均等割、そのままにしての提案というのは、ちょっと私としては受け入れられないような気がします。やはり何らかの形で、これだけ財政的にはそんなに深刻になるような状態ではないということですので、そのように考えますので、他市町村と比べまして、ここで御覧になって分かるように71%も、大体医療給付費に並んでくるような割合でございますから、2番目としても平泉町でも33%ということですし、ゼロのところもあるのです、これはそれぞれの自治体の都合によりますが、ですけれども、やはりかたくなに何かこのことに触れたくないような、均等割は改善していきたいというご答弁は、

今までもあんまりいただいていないような気がしますけれども、私としては今税務課長がご説明いただいたような感じで、やれないことではないと思います。決断次第だと思いますが、町長、もう一回ご返事いただいて、これはやめたいと思います。

議長 内記町長。

町長 繰り返して恐縮でございますけれども、国の税制等の中において、町村が工夫できるところはやっていきたいと思いますが、そういうところで判断させていただきたいと思っておりますし、子育てに関する、あるいは定住化に関するところは、もう少し幅広い地域づくりだったり、定住化促進という中での施策の中で考えていくということで対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 高橋和子君。

4番 それでは、次に移りたいと思います。次は、保育料の免除についてでございます。保育料の軽減は、当町としては随分県内的にもリードしてきた時代がずっとありますが、最近やはり少子化の時代で、若い世代の子育てを応援しようということで、どんどん免除、軽減されている自治体が増えてきている状況です。こういったことを鑑みましても、やはり当町でもこの保育料は減免の対策を取っていただきたいなと思いますので、最後に書いておりますように、若い世代を求めるならば不可欠な対策だと私は思いますので、このところのご答弁をお願いします。

議長 学務課長。

学務課長 私から、保育料の免除についてお答えいたします。

西和賀町では、令和2年度から国の保育料無償化に合わせまして、3歳以上児につきましては、世帯所得にかかわらず、保護者負担がないように町単独の支援を行っており、保育料の無償化が行われております。現在保育料を納めて

おりますのは、第3子以降は無償化しておりますので、3歳未満児の第1子、第2子の保護者の方々となります。現時点で、この3歳未満児の保育料の軽減等の予定はありませんが、国や県、他市町村の動向、今後の子育て環境の在り方の検討を踏まえながら対応していきたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 この点については、大分頑張っておりまされてきたと思います。そうしますと、3歳未満の第1子、第2子、ここのところを無償化すればもう全部無償化になるということでございますか。

議長 学務課長。

学務課長 今ご指摘のとおり、3歳未満児の第1子、第2子の保護者の方々が保育料を納めていただいているということになります。令和4年度予算ベースでお話ししますと、年間320万円ほどとなっております。

議長 高橋和子君。

4番 恐縮ですが、人数的には何人になるでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

先ほどは令和4年度ベースで申し上げましたけれども、その4年度ベースで考えますと27人ということになります。

議長 高橋和子君。

4番 そうしますと、これからどのように若い世帯が子育てで、子供さんの数がどのように動くかはあらかじめ予想がつくかもしれませんが、また若い世代が流入してこられて、子供さんを持つということであれば増えてくるということでしょうが、この辺りでやはり子育て支援のために、ここの無償化をまだご検討はされていないですか、検討されましたか、その辺。

議長 学務課長。

学務課長 先ほどの国保税の部分にも結びついてくるかと思っておりますけれども、こちらの保育料の

部分につきましても、今後の子育て在り方の検討の部分で検討していく部分だと考えております。ですので、議員ご指摘のとおり、今第2次総合計画の部分で検討がなされているというところですが、次の給食費の部分にもつながってくるかと思えますけれども、全体の中での検討をしていくという形になろうかと思えます。

議長 高橋和子君。

4番 それでは、ご検討されて免除をという方向にお願いしたいのですが、それでは給食費のほうでご答弁をいただければと思いますが、給食費、小学校、中学校ということで、令和4年9月の一般質問でお伺いしました。「今後の少子化対策、若者定住のための子育て支援の在り方の中で検討を重ねていきたい」とご答弁をいただいております。それで、どういうご検討をされたのかということでお伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 小中学校の給食費免除についてお答えいたします。

前回の9月定例議会において、給食費の保護者負担軽減のご質問に、現時点で給食費の軽減等の予定はありませんが、今後の少子化対策、若者定住等の子育て施策の在り方の中で検討を重ねてまいりたいとお答えさせていただいております。

なお、このことにつきましては、先日開催された県内の教育長会議においても、検討状況などにおける意見交換等が行われたところです。県内の一部町村では、無償化に取り組んでいるところもありますが、多くの市町村は限られた自主財源の中で、優先的に無償化を打ち出すのは厳しく、経済的に厳しい保護者への支援としては、就学援助費で対応しているのが現状になります。実情としては、教育施設改修などの様々な課題がある中で、財政面での厳しい意見が多く挙げられております。

いずれ現在ご指摘のとおり、第2次総合計画の後期計画の策定に向けて協議がなされているところですので、将来の子育て環境の在り方の検討の中で、引き続き検討を重ねてまいりたいと思います。

議長 高橋和子君。

4番 そうするとというのはおかしいけれども、予算的にはどういうふうに捉えておられますか。

議長 学務課長。

学務課長 令和4年度ベースでまたお話をしてまいりますけれども、給食費全て無償化した場合ですけれども、1,800万円ほどは見込んでおります。

(小中の声)

学務課長 小中合わせてです。1,800万円です。

議長 高橋和子君。

4番 子供はすごく成長早いので、あまりのろのろ検討していると成長してしまいますので、早くお願いしたいのですが、就学援助助成費の中ということもございしますが、これは限られた方々ということになりますかと。どういう中身ですか。

議長 学務課長。

学務課長 就学援助費につきましては、予算決算等でも記載になっている部分になりますけれども、準要保護児童という扱いになります。経済的に苦労というか、している方、世帯ですけれども、申請に基づいてこちらのほうで認定をして、その部分援助しているという形になります。ですので、給食費、あと学用品費ですか、そういった部分が対象になって、支払いというか、援助しているという形になります。

議長 高橋和子君。

4番 それは、またちょっと違ってくると思いますので、今食育とか、そういったことで、食も教育の一環ということで、義務教育であれば、無償化というのは本来国がすべきだと思います。ですから、町内で検討するのもいいですが、やはり国に向けて、これは義務教育だと、食育し

っかりとやっていくためにも国が負担すべきだということで、上のほうに物を言っていていただきたいなと思いますし、やはり特に収入の少ない若い世代の方々にとっては深刻な負担でございますので、急ぎご検討を、1,800万円、お願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。引き続き、また経過をお伺ひしたいと思いますので、止めずにやっていたいただければと思います。

私が12時までに終わろうと思っておりましてので、ちょっと急いであれですが、最後になりますけれども、定住促進の最後で、会計年度任用職員の待遇改善は必要だと思ひます。ちょっとここを読みますので。若い世代の定住のためには、この町で仕事をして、子育てできる賃金が必要であると。町の会計年度任用職員の給与では、共働きをしても困難だと、私が見ているということです。公務員の待遇は、他の事業所へも影響すると見られております。いろいろな影響を及ぼすのが公務員の給与であります。改善を求めたいと思ひまして、所見をお伺ひしたいということです。

よそから若い人材を求めらば、子育てをこの町でなら安心してやれるという状況が大事です。他自治体の後追いではできないと考へます。明確な方針、対策と理念で粘り強く取り組む必要があると考へますが、具体策をお伺ひしたいということで通告しておりますので、ご答弁をお願いします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、私のほうからお答へします。

会計年度任用職員については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに制度が創設され、令和2年4月1日から施行されているものです。

会計年度任用職員の給与等については、西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び同規則などに規定されており、これらの条例等に基づき、報酬、給料、各種手当などを支給

しております。休暇についても、年次休暇、病欠休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間を取得することができます。

また、雇用期間が2か月を超え、週20時間以上勤務で月額が8万8,000円以上の職員については、社会保険、厚生年金へ加入することとなります。なお、今年10月からは、地方公務員等共済組合法の適用拡大に伴い、先ほど説明いたしました雇用期間が2か月を超え、週20時間以上勤務で月額が8万8,000円以上の方は、社会保険から共済組合の短期組合員に切替えております。

若い世代の定住促進という観点でのご質問ですが、会計年度任用職員は町が行う業務において、必要とする人材を必要な期間任用するものであります。任用に当たっては、原則公募を行い、面接を行った上で任用する方を決定いたします。任用期間については、1会計年度の範囲内となっております。勤務実績等に基づき、公募によらず再度の任用をする場合は2回までとなっております。その後は、再度公募を行い、面接を行い、任用する方を決定する流れとなっております。

令和2年度から施行し、これまで継続して勤務いただいている方もいらっしゃいますが、先ほど説明したように、継続的な雇用を保障する部分は弱いことから、定住促進としての施策的要素は低いものと考えられます。しかしながら、町が必要とする人材を確保するという観点からすれば、引き続き国の動向等を重視しながら、待遇改善に努めていく必要があるものと考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 これ実際問題、現実的に、総務課長が携わって支給をして、若い人がここで暮らすためには、今おっしゃられたように、町が必要としているからそこに入ってもらうのだという方はそのとおりでございますが、それも含めて若い

人材を町は定住促進していきたいということですよね。そうしたら、この金額でいいとは思っておられないだろうと思います。どのようにお考えでしょうか。これでいいのか、やっぱり改善してあげようということでしょうか、今何か改善する方向にちょっとご答弁ありましたが。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも、会計年度任用職員の給与等に関する条例並びに同規則に基づいて支払いを行っているところであります。給与の額について、これが妥当でないというふうな言い方はちょっと私のほうからはお答えできませんけれども、会計年度任用職員について、引き続き総務省からの情報提供をいただきながら、国の制度改正等に留意し、対応してまいりたいと考えております。

また、今回共済組合の短期組合員になるということで、福利厚生の部分でも待遇の改善が図られたものと考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 ぶしつけな質問をしまして、すみません。ですけれども、やはりそれは考えてみないと駄目だと思います。

それでは、会計年度任用職員の方々は、どういうふうな職で公務として働いておられるか、ざざっとでいいからちょっと話してみてください。

議長 総務課長。

総務課長 会計年度任用職員の職種等についてお答えいたします。

まず、業務補助員という形で事務補助をしている方がいらっしゃいます。あと、今年から集落支援員の方が会計年度任用職員となっておりますし、地域おこし協力隊も会計年度任用職員となっております。あと、学校においては特別支援教育支援員、給食調理員、あと保育所関係では保育士保育補助、給食調理員兼保育補助、

あと病院関係では看護師、管理栄養士、業務支援員、事務作業補助員、看護補助者、病院給食調理員などがおります。あと、季節的な雇用としましては、すみません、12月1日現在で今お話ししております。季節的な雇用の部分では、除雪作業員が今回37人という形になっておりますし、スキー場作業員は9人というふうな内容となっております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 先ほど課長のご答弁では、町が必要だからということで、そして人材は必要だということ、若い人が欲しい、そういったことをずらっと考えてみますと、やはり高齢者の多い西和賀町では若い人が欲しい、定着してもらいたい、Uターン、Iターン欲しい、そのために協力隊、集落支援員も来ているのだと思いますし、様々な職場にUターン、Iターンしながら若い人たちが入ってきています。その方々がやっぱり来なければよかった、とてもではないけれども、ここで子供を育てられないというふうになったら、それはいい方法ではないと思います。ある程度人材を得るには、投資のような財源が必要ではないかと思うのです。そういうことを考えて、しっかりいてもらうということであれば、一つ重要なものはやっぱりそういった報酬ですよ。

では、なぜ役場、私しつこく言うかといいますと、ほかに職場があまりないからですし、役場は仕事をする若い人が必要です。だとすれば、やはりそこにきちっと定着できる、安心できるものが必要だと思うのです。共済の組合員になれたから幾らかいいかもしれませんけれども、それでは済まないものがあると思います。

それで、先ほど町長はいろいろあるとおっしゃいました。ですけれども、若い人たちが何を望むかといったときに、やはりある町に行こうとしたら、そこに病院があるか、学校がどうか、保育所はあるか、そこが大きな問題です。そし

て、住宅ももちろんそうですけれども、そういった場所でしっかりとフォローするということが大事ではないかなと思いますので、町長、どうでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

定住化につきましては、今お話ありましたように、町の総合的なインフラがしっかりしているかとか、そういう部分があつての促進になると思います。そうした中で、役場職員がそういうものでどういう位置づけかということにつきましては、先ほど課長が申しあげましたように、役場での仕事の必要性からお願いしているという点で、そういう考えだということをご理解いただきたいと思います。

なお、役場が最高の仕事というよりも、今見ますと、もう各分野で人が足りないのも現状です。ですので、ここに来たいという方は別に役場だけではなくて、いろんな可能性は実はあると思います。ただ、問題はやはり賃金水準であったり、そういう環境の面もあると思います。町としては、むしろその辺を底上げしていけるような対策に力を入れていくことが定住化ではないかなというふうを考えているところでございますので、その辺もご理解いただければと思います。

議長 高橋和子君。

4番 おっしゃることは理解します。100%理解します。さらにその上でということになります。何回も言い返すとあれなのですが、役場では人材が必要だし、やはり来る人たちもいろいろ仕事を探して、そして役場にたどり着くという人も多いわけですから、その辺は引き続きご検討していただければと思います。

私、子育て非常に深刻なので、この3点はセットで考えてもらうような、それだけの気持ちで、若い世代応援のためにぜひとも実現をしていただきたいと思います、そんな高額ではないですので。やはり高齢化して、人口がどんどん

減っていきますので、一人でも来てくれる人というのは大事ですので、報酬やこういったことだけではなく、町が一体となって来られた若い方々をフォローする体制も必要であろうと思いますので、町長おっしゃるように幅広く、来られた方がこんなところに来なければよかったと思わないような、せっかく来てくれた人ですから、そういうまちづくりとか、行政をぜひとも続けていただきたいし、そのために私も及ばずながら、いろいろな形で応援はしたいなと思っておりますので、ぜひともお願いして、これで終わろうかなと思います。全部言ったよね。ちょっと12時に終われないで、時間オーバーしましたけれども、篤とお願いをして終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

ここで1時10分まで休憩いたします。

午後 零時12分 休 憩

午後 1時10分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第2、議案第1号 西和賀町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について提案理由を申し上げます。

町において、自治体DXを進めるに当たり、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続きのオンライン化のために必要な事項を定めるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くだ

さいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の内容について説明いたします。

1 ページを御覧ください。第1条については、この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動のさらなる円滑化を図り、もって住民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的として定めております。

第2条では使用する用語の意義、第3条では情報システムの整備、第4条では電子情報処理組織による申請等、第5条では電子情報処理組織による処分通知等、第6条では電磁的記録による縦覧等、第7条では電磁的記録による作成等、第8条では第4条から第7条までの規定の適用除外、第9条では添付書面等の省略、第10条では情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正、第11条では情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表、第12条では補則についてそれぞれ定めております。

次に、附則についてであります。この条例は、令和5年1月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第2号 西和賀町国民健康保険税条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町国民健康保険税条例について提案理由を申し上げます。

今回の西和賀町国民健康保険税条例は、西和賀町税条例の規定内容を整備したことから、新規に条例を制定しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、私から条例の内容についてご説明いたします。

今回の西和賀町国民健康保険税条例は、総務省が提供している市(町・村)国民健康保険税条例(例)の条文と西和賀町税条例に規定している国民健康保険税に係る条文とを比較し、規定内容の整備を行い、新規に条例を制定しようとするもので、今後の税制改正に伴う同条例の一部改正を正確かつ円滑に行えるようにしようとするものです。

1 ページを御覧ください。今回新たに制定する条例の名称については、条例(例)に合わせて、西和賀町国民健康保険税条例とするものです。

次に、第1条、納税義務者の見出しについては、これまで西和賀町税条例の中に国民健康保険税に係る規定があったことから「国民健康保

険税の」という文言が入っていましたが、国民健康保険税のみの条例となるため、条例の(例)に合わせて、見出し中の「国民健康保険税の」という文言を削除しております。以下、同様の箇所がありますが、説明を割愛させていただきます。

以下、1ページから18ページまで、条例(例)に合わせて用語等の整備を行うものでありますので、説明を割愛させていただきます。

次に、附則についてご説明いたします。14ページをお開き下さい。第1項では、施行期日を令和5年1月1日とするものです。第2項では経過措置を、第3項から18ページの第14項までは課税の特例をそれぞれ規定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町国民健康保険税条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第3号 西和賀町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

議長 ただいま上程になりました議案第3号

西和賀町税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の西和賀町税条例の一部を改正する条例は、西和賀町税条例と総務省が提供している市(町・村)税条例(例)及び市(町・村)国民健康保険税条例(例)の条文を比較し、西和賀町税条例の規定内容を整備したことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、私から条例の改正内容についてご説明いたします。

今回の西和賀町税条例の一部を改正する条例は、先ほど申し上げましたとおり、西和賀町税条例と総務省が提供している市(町・村)税条例(例)の条文を比較し、西和賀町税条例の規定内容を整備することで、今後の税制改正に伴う同条例の一部改正を正確かつ円滑に行えるようにしようとするものです。

また、西和賀町税条例の規定中に国民健康保険税に係る規定が定められていることから、国民健康保険税に係る規定を削除するものです。

初めに、本則の改正内容についてですが、1つ目として西和賀町税条例の各条の見出しを条例(例)の見出しとそろえるもの、2つ目として西和賀町税条例の各条文の字句を条例(例)や地方税法の表現にそろえるもの、3つ目は常用漢字表に基づく用字、用語等の整備を行うもの、4つ目は国民健康保険税に係る規定を削除するもの、最後にその他所要の整備を行うもの、これらを整理したものがほとんどでありますので、条ごとの説明は割愛させていただきます。

165ページをお開き下さい。下段の附則について、ご説明いたします。第1条は、この条例の施行期日を令和5年1月1日とするものです。

166ページをお開き下さい。附則第2条は、西和賀町介護保険条例(平成18年西和賀町条例第

4号)の一部を改正するもので、今回の西和賀町税条例の一部改正に伴う条ずれに対応するための改正及び所要の整備を行うものです。

附則第3条は、西和賀町税条例等の一部を改正する条例(平成26年西和賀町条例第7号)の一部を改正するもので、今回の西和賀町税条例の一部改正に伴う条ずれに対応するためのものです。

169ページをお開き下さい。附則第4条は、西和賀町税条例等の一部を改正する条例(令和3年西和賀町条例第25号)の一部を改正するもので、今回の西和賀町税条例の一部改正に伴う条ずれに対応するためのものです。

また、この改正案は、令和3年に制定された一部改正条例に対して改正を行うものであり、新旧対照表方式では表現しづらい点があることから、過去の改正内容を削除し、新たに新旧対照表を設ける方式としております。なお、一部については、改め文方式の表現が用いられています。

172ページをお開き下さい。附則第5条は、西和賀町税条例等の一部を改正する条例(令和4年西和賀町条例第24号)の一部を改正するもので、先ほど申し上げました附則第4条と同様の改正内容であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町税条例の一部を改正す

る条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第4号 西和賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号

西和賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年年齢の延長を主な改正内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは初めに、地方公務員法の一部を改正する法律について説明いたします。

主な改正内容についてですが、1、職員の定年年齢を60歳から65歳に引上げ、2、役職定年制(監理監督職勤務上限年齢による降任等)等の導入、3、60歳から定年年齢までの間の給料月額引下げ、4、定年前再任用短時間勤務職の採用、5、再任用制度の廃止と暫定再任用の特例措置などがあります。この地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、本議会には、ただいま上程になりました西和賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を含め9件の条例の一部改正と1件の条例廃止を議案として提出しております。

それでは、条例の改正内容について説明しま

す。1 ページを御覧ください。最初に、目次についてですが、先ほど説明いたしました改正内容を踏まえ、制度ごとに章を設けることとし、第1章から第5章に整理し、目次を追加するものです。

第1条、趣旨については、法改正に伴う引用条文の改正です。

2 ページをお開きください。第3条、定年については、職員の定年、「年齢60年」を「年齢65年」に改めるものです。

第4条、定年による退職の特例についてですが、第1項では定年に達した職員を定年後において引き続き勤務させることができる要件について、法改正に伴う条文の整理を行うとともに、第9条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達した職員を引き続き管理監督職として勤務させる職員に係る規定を追加するものです。

3 ページ、第2項から第4項は、法改正に伴う条文の整理であります。

改正前の第5条、定年退職者の再任用については、改正前の地方公務員法第28条の4から第28条の6までに規定されている再任用制度が廃止され、令和13年度末までの暫定措置として暫定再任用が特例措置されたことに伴い、再任用に係る規定を削除するものです。

4 ページをお開きください。第3章は、管理監督職勤務上限年齢制に係る規定であります。第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を、西和賀町一般職の職員の給与に関する条例第19条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び西和賀町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員とするものです。なお、医療業務に従事する医師及び歯科医師については、対象外とするものです。

5 ページ、第7条は、管理監督職として勤務する上限年齢を年齢60年とするものです。

第8条は、管理監督職勤務上限年齢60年に達

した管理監督職の職員を管理監督職以外の職に降任等する場合において、遵守すべき基準を規定するものです。

6 ページをお開きください。第9条は、管理監督職勤務上限年齢60年に達した管理監督職の職員について、引き続き管理監督職として勤務させることができる要件及び期間等を規定するものです。

8 ページをお開きください。第10条は、第9条の規定により、引き続き管理監督職として勤務させる場合は、当該職員の同意を得なければならないことを規定するものです。

第11条は、第9条の規定により、引き続き管理監督職として勤務している職員について、その要件が消滅した場合には、他の職への降任等を行うことを規定するものです。

9 ページ、第4章は、定年前再任用短時間勤務制に係る規定であります。第12条は、年齢60年以上で退職した者を短時間勤務の職に採用できることを規定するものです。ただし、採用できるのは、定年退職日までの期間とするものです。

第13条は、町を構成団体とする組合を年齢60年以上で退職した者についても、第12条の規定を準用し、短時間勤務の職に採用することができることを規定するものです。

第5章、雑則、第14条では、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めると規定するものです。

10 ページをお開きください。次に、制定附則の改正について説明します。附則第2項及び第3項を追加するものです。附則第2項は、定年に関する経過措置として、表のとおり2か年度に1歳ずつ段階的に定年年齢を引き上げることを規定するものです。

附則第3項は、当分の間、職員が59歳となる年度内において、年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容、その他の必要な情報を提供するとともに、年齢61歳以後における勤務の意志を確認するよう努める

ことを規定するものです。

11ページを御覧ください。次に、改正附則について説明いたします。附則第1条、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

附則第2条は、旧条例第4条の規定による勤務延長に関する経過措置、定年が2か年度に1歳ずつ引き上げられることに伴う新条例第4条の規定による勤務延長に関する経過措置を規定するものです。

12ページをお開きください。附則第3条から15ページの第6条までは、再任用制度が廃止され、令和13年度末までの暫定措置として暫定再任用が特例措置されたことに伴い、定年退職者等の再任用に関する経過措置を規定するものです。

17ページをお開きください。附則第10条は、改正後の地方公務員法第22条の4及び第22条の5において、新たに定年前再任用短時間勤務職が規定されたことに伴い、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を規定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第5号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

公務員と民間との給与等の比較に基づく人事院勧告を基本とした一般職の職員の給与等の改正を行うとともに、地方公務員の定年年齢の延長を主な改正内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

今回の条例改正については、第1条で人事院勧告を基本とした一般職の職員の給与等の改正を、第2条では一部給与等の改正がありますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う改正をしようとするものです。

初めに、第1条関係について説明いたします。人事院は、本年8月8日に、公務員と民間との給与等の比較に基づく給与改定に関する勧告を行いました。西和賀町においては、従来から人事院勧告に準じ給与改定を実施してきたところであり、人事院勧告を基本として改正をしようとするものです。

改正の内容は、特別給については、現在の年間4.30月分を年間4.40月分とするため、勤勉手当を0.1月分引き上げるとともに、別表の給料表

を改正するものです。

1 ページを御覧ください。第21条、勤勉手当については、第21条第2項第1号の勤勉手当の支給割合を「100分の95」から「100分の105」とするものです。同項第2号は、再任用職員の支給割合を「100分の45」から「100分の50」とするものです。勤勉手当の支給割合の改正については、令和4年12月1日からの適用になります。

2 ページから25ページは、行政職給料表及び医療職給料表の改正になります。この給料表の改正については、令和4年4月1日からの適用になります。

次に、第2条関係について説明いたします。26ページをお開きください。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う改正となります。改正の主な内容は、改正前の地方公務員法第28条の4から第28条の6までに規定されている再任用制度が廃止され、令和13年度末までの暫定措置として暫定再任用が特例措置されたことに伴う改正並びに改正後の地方公務員法第22条の4及び第22条の5において、新たに定年前再任用短時間勤務職が規定されたことに伴う改正、職員の定年の引上げに伴う給料月額の特例に関する規定の追加などがあります。

第5条第11項は、再任用職員の給料月額を規定していますが、再任用制度が廃止され、新たな制度として定年前再任用短時間勤務職が規定されたことに伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の規定に改めるものです。

27ページ、改正前の第5条の2第2項は、再任用短時間勤務職員の給料月額を規定していますが、再任用制度が廃止されることに伴い、削除するものです。

28ページをお開きください。第13条は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

31ページをお開きください。第15条についても、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任

用短時間勤務職員」に改めるものです。

33ページをお開きください。第20条、第21条及び34ページの第23条の2は、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。第21条、勤勉手当については、併せて先ほど説明しました第1条で改正する勤勉手当の支給割合について、令和5年度以降の6月、12月の支給割合が均等となるよう、第21条第2項第1号では、「100分の105」を「100分の100」に、同項第2号では、「100分の50」を「100分の47.5」にそれぞれ改めるものです。

次に、制定附則の改正について説明いたします。35ページを御覧ください。職員の定年の引上げに伴う給料月額の特例について、附則第12項から第18項までを追加するものです。附則第12項は、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後に適用される級並びに号給に応じた額に、100分の70を乗じて得た額とするものです。

附則第13項は、医療業務に従事する医師及び歯科医師など、前項の規定が適用されない職員を規定するものです。

36ページをお開きください。附則第14項は、管理監督職勤務上限年齢に達した管理監督職の職員で、管理監督職以外の職に降任等された場合の給料月額を規定するものです。

附則第15項から第17項は、職員の定年の引上げに伴う給料月額の特例を適用するに当たり、権衡上必要があると認められる職員などについては、規則で定めることにより必要な調整を図ることを規定するものです。

37ページ、附則第18項は、附則第12項から第17項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとするものです。

次に、別表について説明します。37ページ以降の別表第1の行政職給料表、別表第2の医療職給料表のうち、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)については、職員の区分欄、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

に改めるものです。あわせて、改正後の定年前再任用短時間勤務職員については、標題として基準給料月額を、金額欄に円をそれぞれ表記するものです。

次に、改正附則について説明します。43ページをお開きください。附則第1条、施行期日等についてですが、この条例は公布の日から施行するとし、第2条の規定及び附則第3条から第5条までの規定については、令和5年4月1日から施行するものです。

44ページをお開きください。附則第3条は、経過措置として、改正後の給与に関する条例附則第12項から第18項までの規定は、改正前の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により、定年後において引き続き勤務している職員には適用しないことを規定するものです。

附則第4条は、再任用制度が廃止され、令和13年度末までの暫定措置として暫定再任用が特例措置されたことに伴い、経過措置として、暫定再任用職員の給与等について規定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

1番 今回の給料を上げるということで、人事院勧告の恒例のことで、これまでも下がったり上がったりしたことがありました。今回はプラスと捉えまして、職員に関しては、やっぱり仕事をもう少し頑張るような意気込みで、何とかこの町を盛り上げていただきたいと思ひますし、そういう意味で町内の経済も盛り上げるという気持ちで何とか頑張っていたきたいと思ひます。

質問ですけれども、おおよそ分かる範囲で、

今回の改正においてどれぐらい人件費上がっていくものなのか、もし分かれば、それをお伝えください。

議長 総務課長。

総務課長 すみません、影響額についてちょっと算定しておりませんでしたので、後で報告させていただきたいと思ひています。よろしいでしょうか。

議長 刈田敏君。

1番 上がることはいいと思ひのですが、町民からすればやっぱり気になるころだと思ひます。その点は、しっかり押さえておくということと、あと質問なので、やはり西和賀町全体の賃金を引き上げることが最大の目標になっていくのかなと思ひます。

そういうことで、町長、まずこの職員給与として全体見たときに、やっぱりレベルアップをするような方策等が必要になってくるかと思ひますので、その辺で所見があったらお聞きします。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

職員の給料、今お願いしている部分については、人事院勧告がありますので、それに基づいてしっかり対応させていただくということで、議案のほうをお願いしております。

それと、町内経済、町内の賃金等にどのように町として、行政施策として取り組めるのか、地域を活性化していくということに尽きるわけですけれども、私思ひますのは、町内におきましても皆さん頑張っているし、比較的、比較的好調に取り組まれている企業などもございますし、そういうところでしっかり力を発揮していただいて、全体に波及していくようなことを町として支えるというのも一つの方向かと今考へております。いずれいろいろな、そういう賃金上昇につながるような場面で、町が取り組めるところをしっかりと見据えて取り組ませていただきたいというふうに考へておりま

すので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第5号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第6号 西和賀町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 西和賀町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年年齢の延長を主な改正内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明します。

改正前の地方公務員法第28条の4から第28条

の6までに規定されている再任用制度が廃止され、令和13年度末までの暫定措置として暫定再任用が特例措置されたこと並びに改正後の地方公務員法第22条の4及び第22条の5において、新たに定年前再任用短時間勤務職が規定されたことに伴う改正であります。

1ページの第2条以下、先ほど説明いたしました地方公務員法の改正に伴う引用条文の改正と「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

3ページをお開きください。次に、附則についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

また、経過措置として、暫定再任用職員のうち短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 西和賀町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第7号 西和賀町職

員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 西和賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年年齢の延長を主な改正内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

それでは、条例の改正内容について説明します。1ページ、第2条、育児休業をすることができない職員及び2ページの第9条、育児短時間勤務をすることができない職員について、西和賀町職員の定年等に関する条例第9条に規定する特例任用の管理監督職にある職員を追加するものです。

1ページの第2条の3は、再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職が規定されることに伴う引用条文の改正と「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めるものです。

3ページをお開きください。第17条及び第18条は、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めるものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 西和賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第8号 西和賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 西和賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年年齢の延長を主な改正内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

それでは、条例の改正内容について説明します。改正前の地方公務員法第28条の4から第28条の6までに規定されている再任用制度が廃止され、改正後の地方公務員法第22条の4及び第22条の5において、新たに定年前再任用短時間勤務職が規定されることに伴い、引用条文を改正するものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容についての説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 西和賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第9号 西和賀町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 西和賀町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年年齢の延長を主な改正内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

それでは、条例の改正内容について説明します。第2条第2項、公益的法人等へ派遣できない職員について、西和賀町職員の定年等に関する条例第9条に規定する特例任用の管理監督職にある職員を追加するものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 西和賀町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、2時15分まで休憩いたします。

午後 2時04分 休 憩

午後 2時15分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第11、議案第10号 西和賀町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 西和賀町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年年齢の延長を主な改正内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

それでは、条例の改正内容について説明します。第3条、降給の種類及び第4条、降格の事由に、改正後の地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給、管理監督職にある職員が管理

監督職勤務上限年齢の60歳に達した日以後の最初の4月1日に管理監督職以外の職に降任する場合を追加するものです。

裏面を御覧ください。制定附則の改正については、第3項から第5項を追加するものです。

次に、改正附則についてですが、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 西和賀町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第11号 西和賀町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号 西和賀町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年年齢の延長を主な改正内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所

要の改正をしようとするものであります。

それでは、条例の改正内容について説明します。第3条、減給の効果について、減給の額を減給の処分が発令された日に受ける給料月額及び地域手当の合計額を基に算出された額とし、減給の処分を受けている期間中に降給となった場合においても、その減給の額は変わらないことを規定するものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 西和賀町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第12号 西和賀町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号 西和賀町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につい

て提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年年齢の延長を主な改正内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

それでは、条例の改正内容について説明します。改正前の地方公務員法第28条の4から第28条の6までに規定されている再任用制度が廃止され、改正後の地方公務員法第22条の4及び第22条の5において、新たに定年前再任用短時間勤務職が規定されたことに伴い、引用条文を改正するものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第12号 西和賀町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第13号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第13号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院勧告を基本とする一般職の給与改定に関わる西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の勤勉手当の支給割合引上げ相当分として、期末手当を0.1月分引き上げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

町長、副町長、教育長の期末手当については、人事院勧告に伴う一般職の特別給の改定率を考慮し、調整を行ってきたところであります。今回の一般職の職員の特別給支給割合が民間と比較し、下回っているということで、先ほどご決定いただきましたように、勤勉手当を0.1月分引き上げることとなりましたが、町長、副町長、教育長にあっては、勤勉手当の支給基準がありませんので、一般職の職員の勤勉手当支給割合引上げ相当分を期末手当で調整するための改正をしようとするものです。

第1条関係を説明します。第3条第2項において、一般職の職員の期末手当の支給割合である100分の120を「100分の147.5」に読み替えて規定しているものを「100分の157.5」に改め、令和4年12月期支給の期末手当を0.1月分引き上げるものです。

次に、第2条関係を説明します。裏面を御覧ください。第3条第2項の期末手当の支給割合について、令和5年度以降の6月期及び12月期

における期末手当の支給割合をそれぞれ「100分の152.5」に改め、年間で0.1月分引き上げるものです。

次に、附則についてであります。附則第1項及び第2項で、施行日を公布の日からとし、第1条の規定については令和4年12月1日から適用し、第2条の規定については令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第13号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第14号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第14号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例も、人事院勧告を基本とする一般職の給与改定に関わる西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の勤勉手当の支給割合引上げ相当分として、期末手当を0.1月分引き上げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明します。

1 ページを御覧ください。第1条関係を説明します。第5条第2項の期末手当の支給割合について、町長、副町長、教育長と同様の理由により、「100分の147.5」を「100分の157.5」に改め、令和4年12月期支給の期末手当を0.1月分引き上げるものです。

次に、第2条関係を説明します。2 ページをお開きください。第5条第2項の期末手当の支給割合について、令和5年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ「100分の152.5」に改め、年間で0.1月分引き上げるものです。

次に、附則についてであります。附則第1項及び第2項で、施行日を公布の日からとし、第1条の規定については令和4年12月1日から適用し、第2条の規定については令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第14号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16、議案第15号 西和賀町議会議員及び西和賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第15号 西和賀町議会議員及び西和賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことから、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明します。

改正内容は、最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるものです。

第4条第2号、アについては、選挙運動用自

動車借入契約に基づく当該自動車の使用料についての改正であります。2ページをお開きください。1日1台につき「15,800円」の限度額を「16,100円」に改めるものです。同号、イについては、選挙運動用自動車の燃料供給契約に基づく当該燃料の支払いについて、1日「7,560円」の限度額を「7,700円」に改めるものです。

第8条については、選挙運動用ビラの作成契約に基づく、1枚当たり作成単価について、「7円51銭」の限度額を「7円73銭」に改めるものです。

第11条については、選挙運動用ポスターの作成契約に基づく1枚当たりの作成単価の括弧書き中、「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」にそれぞれ改めるものです。

4ページを御覧ください。次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第15号 西和賀町議会議員及び西和賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第17、議案第16号 西和賀町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第16号 西和賀町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年年齢の延長を主な改正内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、改正前の地方公務員法第28条の4から第28条の6までに規定されている再任用制度が廃止され、令和13年度末までの暫定措置として暫定再任用が特例措置されることから、本条例を廃止しようとするものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第16号 西和賀町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時37分 散 会